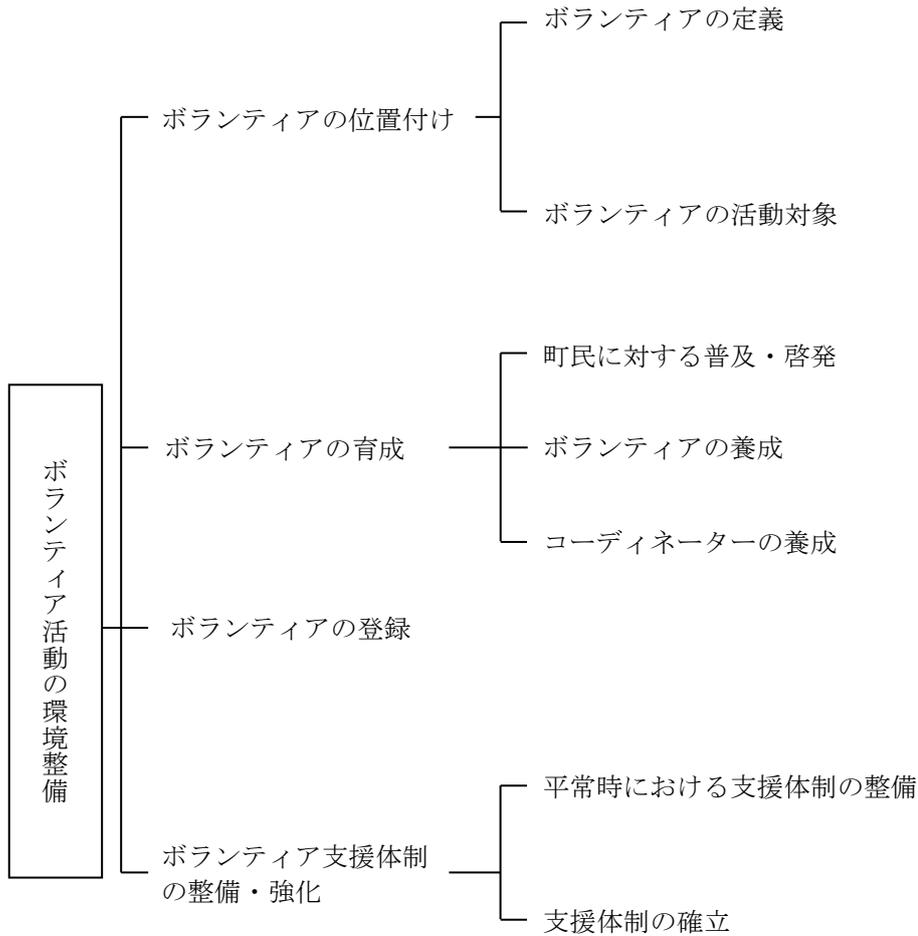


第12章 ボランティア活動の環境整備

基本的な考え方

大規模災害時には、町、県及び防災関係機関等の救助活動に併せ、ボランティア精神に基づく一般住民の救援活動への協力を必要とする。

このため、ボランティアの育成、登録、支援体制の整備など、災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効率的に行えるよう、災害に備えて、平常時における環境整備等について必要な事項を定める。



第1節 ボランティアの位置付け

第1節 ボランティアの定義

防災計画でいうボランティアは、消防団のように防災活動への従事義務がある団体の構成員を除いた者で、災害時において被災者の救援活動に自主的・自発的に参加するものをいう。

第2節 ボランティアの活動対象

災害時におけるボランティアを専門的知識・技術や特定の資格を有する者（以下「専門ボランティア」という。）及びそれ以外の者（以下「一般ボランティア」という。）に区分し、その活動内容は、おおむね次のようなものとする。

区 分	活 動 内 容
専門ボランティア	<ul style="list-style-type: none">・被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等）・建築物危険度判定（応急危険度判定士）・土砂災害危険箇所の調査（斜面判定士等）・医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等）・福祉（手話通訳、介護等）・無線（アマチュア無線技士）・特殊車両操作（大型重機等）・通訳（語学）・災害救援（初期消火活動、救助活動、応急手当活動等及びその支援等）・災害復旧技術専門家派遣制度（災害復旧の支援・助言）・その他特殊な技術を要する者
一般ボランティア	<ul style="list-style-type: none">・救援物資の整理、仕分け、配分・避難所の運営補助・炊き出し、配送・清掃、防疫・災害時要援護者への生活支援・その他危険のない軽作業

第2節 ボランティアの育成

第1項 町民に対する普及・啓発

町は、関係団体と連携して、災害時におけるボランティア活動についての関心を深め、多くの町民の積極的な参加を呼びかけるための普及・啓発に努める。

第2項 ボランティアの養成

町、県及び日赤山口県支部は、関係団体と連携して、ボランティアが被災地で活動するうえで必要となる知識や技術を習得できるよう研修を実施し、ボランティアの養成を行う。

第3項 コーディネーターの養成

ボランティアが被災地で円滑な活動を行うためには、一般ボランティアの活動調整等を行うコーディネーターの役割が重要であることから、町は、県及び関係団体と連携してその養成を図る。

第3節 ボランティアの登録

町は、県ボランティアセンターの協力を得て、災害時におけるボランティアの登録をあらかじめ行い、災害時の対応に備える。

第4節 ボランティア支援体制の整備・強化

第1項 平常時における支援体制の整備

町は、和木町社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO法人との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、支援体制の整備に努める。

また、大規模災害時や町ボランティアセンターが被災した場合も想定しつつ、広域的な支援体制の整備を含めたボランティア活動支援のためのガイドライン等を作成する。

第2項 支援体制の確立

町は、町及び県ボランティアセンターと協議して、複数の市町にまたがる大規模かつ広域的な災害が発生した場合に備え、あらかじめ、適当なブロックごとに、一般ボランティアの活動のコーディネート等の支援拠点となる広域支援ボランティアセンターを定めるなど、必要な連携体制について検討を行う。